

2016年12月8日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 川島 隆

「雇い止め」撤廃、無期雇用転換促進を求める団体交渉要求書
— 非常勤職員の「通算雇用期間5年」の撤廃を要求します。 —

非常勤職員の就業規則に定められた「通算雇用期間5年」については、就業規則及び2010(H22)年1月28日付け、「非常勤職員の雇用手続き等について（通知）」の人事担当理事名で、通算5年雇用期間5年満了後の再び採用する際の「例外的な扱い」として部局の意向により、雇用継続が可能とされてきました。

一方、2015(H27)年4月1日から労働契約法第18条で、5年を超えて反復更新された場合は期間の定めのない労働契約に転換させる無期転換ルールが施行されました。

上記の労働契約法改正(H.28.8.10 公布)に基づく有期労働契約の新しいルール（(1)無期労働契約への転換、(2)「雇い止め法理」の法定化、(3)不合理な労働条件の禁止）の脱法行為的な姿勢を改めるよう、団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、下記の要求事項にかかる団体交渉を申し入れます。

なお、団体交渉前に文書回答をされることを要請いたしますのでよろしく願いいたします。

要 求 事 項

1. 2012(H24)年8月10日に公布された労働契約法改正の趣旨に反する非常勤職員の就業規則に定められた「通算雇用期間5年」を2017(H29)年1月末までに削除すること。
2. その上で、本学の非正規職員の雇用政策を反復更新でつないでいくというやり方から脱却して抜本的に見直しするとともに、労働契約法第18条に基づく「無期労働契約への転換」を促進すること。
3. 各部局・統合事務部に数年先の雇用財源確保を求めているため、事実上の無期労働契約の「自己規制」の原因となっている上記の、2010(H22)年1月28日付け、理事通知「非常勤職員の雇用手続き等について（通知）」で、記 3を削除するとと

もに、各部局・統合事務部に課している、別紙「例外措置として雇用する非常勤職員の報告書」の廃止通知を行うこと。

4. 今年度末が「5年期限」となる時間雇用教職員の「不更新条項」を止めて、契約期間については「更新する場合がある。」に変更し、「無期転換」を可能とすること。
5. 同様に、2017年4月以降に雇用契約(更新)される、「5年期限」となる時間雇用教職員の労働条件通知書の契約期間欄の「更新の有無」については「更新する場合がある。」とすること。

以上